

足立区こども計画について (答申)

令和7年9月
足立区こども計画審議会

目次

1 計画策定にあたって	1
(1) 足立区の子どもを取り巻く現状と課題	1
2 こども計画の進むべき方向（方針）	3
(1) 基本理念	3
(2) 計画の柱	5
(3) こども計画において必要な「視点」	6
3 各柱別に必要な施策、取組についての意見	8
(1) 【柱1】すべての子ども・若者が生き抜く力を育む	8
(2) 【柱2】安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる	8
(3) 【柱3】地域全体で子どもの成長を支える	9
参考資料	10
(1) 審議会関係資料	11
(2) 審議会委員名簿	14
(3) 審議経過	15

1 計画策定にあたって

足立区は、4つのボトルネック的課題である「治安」「学力」「健康」「貧困の連鎖」の解消に向け、全庁を挙げて取り組んできた。その中でも「貧困の連鎖」は全てのボトルネック的課題の根底であると捉え、平成27年度に全国に先駆けて「未来へつなぐあだちプロジェクト 子どもの貧困対策実施計画」を策定。子どもの貧困を経済的な困窮に限定せず、社会的孤立や健康上の問題など成育環境全般にわたる複合的な課題であると認識し、その解決や予防に全庁体制で取り組んできた。令和2年度からは、「第2期子どもの貧困対策実施計画」において、「子どもの体験機会の充実」や「地域との関わり（協働・協創の視点）」などの取り組みを重点的に進めるとともに、「外国籍と外国にルーツのある子どもたちへの支援」や「義務教育終了後の若年者支援」など新たな課題について施策を打ち出してきた。

国においては、「こどもまんなか社会」の実現のため、令和4年に「こども基本法」を制定（令和5年4月1日施行）。日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、子ども・若者を権利の主体として尊重し、その最善の利益を考慮することなどを基本理念とした。また同法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」が閣議決定され、自治体においても「少子化社会対策」「子ども若者育成支援」「子どもの貧困対策」の3つの視点を盛り込んだ「こども計画」の策定が努力義務とされた。

足立区では、こども計画を策定することに關し必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区こども計画審議会（以下「審議会」という。）を設置。審議会は区長の諮問に応じ、足立区こども計画の策定にあたって、子ども・若者を取り巻く課題について必要な事項を調査審議し、基本的な考え方や方向性を整理したので、その結果を答申する。

（1）足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題

足立区の総人口は、直近20年間で5万人余り増加し、令和7年4月時点について70万人を突破したが、令和6年2月に区が行った人口推計（中位推計）によると、令和19年には人口減少に転じる見込みである。また、令和7年4月時点では0歳から5歳までの就学前児童の人口は24,987人で、令和2年4月時点と比較して5年間で約17.7%減少しており、6歳から11歳までの就学児童の人口においても同時期と比較して約9%減少している。

世帯の状況では、一般世帯^{※1}全体で増加傾向にあるものの、18歳未満の子どもがいる一般世帯は令和2年時点では56,333世帯と平成22年から10年間で約8.9%減少している。出生数も減少傾向にあり、足立区の令和4年の出生数は3,990人と過去5年間で約

※1 世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2つに区分。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院などの特定の施設に居住する単身者から成る世帯。これ以外の世帯を「一般世帯」という

2割減少し、令和5年の「合計特殊出生率」はついに0.99となった。一方で、外国人人口については、世帯数の増加とともに、18歳未満の人口も令和7年4月時点で5,946人にのぼり、令和2年4月と比較して5年間で26%増加となっている。

子どもを取り巻く状況としては、区の子どもの貧困の状況を測る指標としている就学援助率は年々減少するとともに、基礎学力の定着や自己肯定感の向上など、これまでの区の貧困対策は、一定の効果をもたらしていると認識している。一方、社会的孤立や貧困の連鎖につながる可能性がある不登校、引きこもり、中途退学なども喫緊の課題となっている。また、近年は闇バイト、薬の過剰摂取、自殺などといった命に関わる事案の発生も大きな問題となっている。

子ども・若者を支える家庭に関しては、第3期子ども・子育て支援事業計画において、約6割の保護者が「子育ては楽しい」と感じ、約9割が「子育てしやすいまち」だと感じているという結果であった。一方、ひとり親家庭に関して経済状況は厳しい状況にあり、「現在の仕事、働き方を変えたい」と思っている方の約7割が「収入がよくない」など経済的に困難を感じていることがわかる。また、児童虐待においては受理件数及び該当件数ともに増加傾向にあり、令和5年度の該当件数は1,435件と令和3年度と比較して56.8%の大幅増となっている。発達相談の件数も増加傾向にあり、令和5年度の相談件数は1,512件と令和3年度と比較して約15.3%増加している。また、外国にルーツをもつ家庭の増加や、子どもの発達面等に不安を抱える家庭、支援の対象とまではならないが様々な悩みを抱える家庭など、多様なニーズに目を向け対応していく必要がある。

これらの現状と課題を踏まえ、今後足立区としては、子ども・若者、子育て家庭当事者などから意見を聴き、参画できる機会を提供しながら、自己肯定感などのレジリエンスを高めるための施策を実行することが重要である。

2 こども計画の進むべき方向（方針）

足立区の子ども・若者、子育て家庭を取り巻く課題を踏まえ、足立区こども計画が目指すべき方向性について、次のとおり示す。

（1）基本理念

こども基本法及びこども大綱に基づき、すべての子ども・若者が権利の主体として尊重され、その最善の利益が考慮される「こどもまんなか社会」の実現に向けて、これまでの区の取組、現状を踏まえた「足立区こども計画」の基本理念について、以下の3つの要素について議論した。

ア 子どもの貧困対策に重点を置いた計画

足立区では4つのボトルネック的課題の根底となる「貧困の連鎖」を断ち切るためにこれまで重点的に施策を実施してきた。区が今まで実施してきた子どもの貧困対策は、これからも緩めることなく施策を進めていくという思いを込めるべきであり、最も重要な視点として基本理念に表現されたい。

こども基本法及びこども大綱で「すべての子どもに対する支援」という包括的な視点が示され対象の広がりが意識される中、足立区こども計画は、これまでの子どもの貧困対策実施計画をベースとした計画とする方向性のもと、より困難な状況にある人々を手厚く支援し、厳しい層に目を向ける姿勢が重要である。その意味において、「生まれ育った環境に左右されない」という言葉は足立区が長年取り組んできた子どもの貧困対策のレガシーであり、足立区の進むべき方向をより強く表現する言葉であると考える。

イ 未来に向けたウェルビーイング

今まさに厳しい現実に直面する子ども・若者がいることを踏まえ、夢や希望を後押しする支援だけでなく、現実的な支援を今後も充実させていくことを期待する。また、子ども・若者が人生の様々な場面において生まれ育った環境などにより、諦めることなくやりたいことに挑戦することや、やりたいことを見つけることができる足立区を目指していくべきである。その意味において、「ウェルビーイング（※2）」は、身体的・精神的・社会的に「満たされている状態（幸せ）」を意味する包括的な概念であり、今と未来を含めた「子ども・若者の幸せ」を表現するものとして相応しいと考える。

※2 身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを指す概念で幸福で満たされた状態を意味する。主観的な幸福感や満足感だけでなく、客観的な指標（平均寿命、収入、労働時間など）も含まれる

ウ 子ども・若者の意見表明・参画

子どもや若者を支援するにあたっては、多様なニーズに応えられる施策や取組を展開することが必要である。こども基本法において、子どもに関する計画の策定や施策の実施にあたって、子ども・若者や子育て当事者等の意見に耳を傾け、それを反映させるために必要な措置を講ずることと規定されている。様々な状況に置かれている子ども・若者のニーズに合った支援を当事者に提供するためには、当事者に寄り添い、最適な選択肢を用意することが肝要である。子ども・若者のウェルビーイングを高めるためにどういった支援が必要かを「とともに考え」、それを実行していく際も必要に応じて伴走支援や、背中を押すような姿が表現できるものとして「ともに進む」という考え方を基本理念に盛り込むことが重要である。

以上を踏まえ、区の基本的な方針として「生まれ育った環境に左右されない未来に向かって、子ども・若者のウェルビーイングをともに考え、ともに進むアダチをつくっていく」という基本理念を審議会として提案する。

なお今後、本計画の策定にあたっても、計画の対象となる子ども・若者の声に耳を傾け、当事者にとってわかりやすく、自分事として捉えられる計画としていただきたい。

(2) 計画の柱

基本理念を実現するためには、子ども・若者が様々な支援を受けながら、人生の多様な分岐点で自分らしい選択をし、健やかに成長して未来に向かって進むための「生き抜く力」を育んでいける姿が望ましいと考え、その必要な要素として3つの柱に整理する。

【柱1】すべての子ども・若者の生き抜く力を育む

この柱は、子ども・若者自身に関する取組を指す。心と体の健やかな成長支援を基礎とし、子ども・若者が自由に意見を表明でき、社会に参画することなどを通じて、生き抜く力を育むことを目指す。具体的には、学びや体験、遊びの機会を通じて自己肯定感を育み、夢や希望を実現するための切れ目ない支援を行う。それにより、子ども・若者が家庭や地域などから支援を受けながら自分らしい選択をし、未来へ進んでいける力を育んでいく。

【柱2】安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる

この柱は、子育て家庭（当事者）への支援に関する取組を指す。家庭の生活基盤を安定させ、安心して子どもを産み、子育てができるよう、産前期から青少年期までの切れ目ない支援や、経済的に困難な家庭や特別な配慮が必要な家庭へのきめ細やかな対応を目指す。ソーシャルエコロジカルモデル（※3）における子どもを囲む「子育て家庭」が、その成長を支える基盤として安定し、多様な支援に支えられながら自立した生活を送ることで、子ども・若者の健やかな成長につなげる。

【柱3】地域全体で子どもの成長を支える

この柱は、地域社会が子ども・若者、子育て家庭を支援する体制づくりに関する取組を指す。区民が「支え手」としての役割を意識することや、地域団体や企業などの連携により、子ども・若者、子育て家庭を地域全体で支える仕組みを整える。そのために、国が目指す「こどもまんなか社会」への理解促進や、子ども・若者の健全な育成、多様な団体との連携を促進しながら、ソーシャルエコロジカルモデルにおける子どもと家庭をさらに取り囲む「地域」と「行政、学校・園（※4）等」が、一体となって協力し、支え合っていく。

※3 子どもを中心にして、その子どもに直接関わる人たち（保護者、行政、地域、団体など）が支援している様子

※4 「学校」と「幼稚園・保育園などの園」

（3）こども計画において必要な「視点」

こども計画を審議する中で、基本理念の実現に向けて大切にしたい考え方として、分野横断的に取り組んでいくべき内容や取組姿勢に関する意見があった。これらを「視点」として、次のように示す。

ア 子ども・若者等の「意見表明と参画機会」の創出

こども基本法において、「子ども・若者が権利の主体であり、その最善の利益が考慮されるべきであること」及び「子どもの年齢や発達の程度に応じて、自身に関わる事項について意見を表明し、社会活動に参画する機会が確保されること、そしてその意見が尊重されること」などが基本理念で定められている。こども基本法の理念に基づき審議会では、子どもたちの「やってみたい」という気持ちを応援し、主体的な選択や自己決定を尊重する環境づくりが重要であるとの議論があった。また、自ら意見を表明することが困難な子ども等の、声なき声にも耳を傾ける必要がある。その代弁者として、保護者などの子育て家庭のほか、保健師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの子どもに関わる専門職や、要保護児童対策地域協議会を構成する支援を担う専門機関、子どもを支援する地域団体などが、より意見しやすい仕組みにしていくことが重要である。

イ 必要な人に対する「伝わる情報発信」

審議会では、情報が届きにくい人へのアプローチが大きな課題であり、必要な情報が子ども・若者や子育て家庭へ確実に届くよう、より効果的な情報発信が必要であるとの議論があった。この議論の中で、単にホームページに情報を掲載するだけでなく、多様なニーズに合った情報を的確に提供するため、AIなどの活用も含め、誰でも必要な情報に容易にたどり着けるような仕組みとするなどの工夫が必要であるとの意見があった。一方で、様々な事情で自ら情報を得られない方や情報を自分事として捉えられない方のために、伴走支援の拡充など、人とのつながりを通じた情報伝達の重要性について複数の意見があった。特に、孤立しがちな子育て世帯や、日本語に不自由があり、コミュニケーションがとりにくい外国にルーツを持つ保護者などに対しては、家庭訪問や地域コミュニティを通じた口コミなどのような「人と人とのつながり」によって伝達する方法が効果的であり、伝える相手や内容によって適切な方法を使い分ける必要がある。

ウ 多様なニーズや課題に応じた「切れ目ない支援」

足立区はこれまで幅広く支援策（ターゲットアプローチ（※5）、ユニバーサルアプローチ（※6））を実施しているが、制度の狭間で支援からもれてしまう子ども・若者、子育て家庭などがいることを認識し、さらにきめ細やかな支援の仕組みを構築していくことが必要である。これまでも、出産から子育て期の切れ目ない支援を行う「ASMAP」事業や、義務教育終了後の若年者支援など切れ目ない支援を展開している。今後も支援が途切れないことはもちろん、特に困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さないよう、その特性やニーズに応じた合理的配慮と支援が重要である。

※5 特定の課題や困難を抱える対象に焦点を当てた支援

※6 すべての子どもや家庭を対象とした普遍的な支援

3 各柱別に必要な施策、取組についての意見

基本理念や柱立てを審議する中で、それらを達成するために必要な施策や取組に関する意見も多くあった。今後、計画を策定するにあたり審議会の意見として活かされたい。

【柱1】すべての子ども・若者が生き抜く力を育む

子どもの安全に関する取組として、昨今増加するネット犯罪、闇バイト、薬の過剰摂取といった脅威から、子どもを守るための施策の強化が必要である。単なる啓発活動だけでなく、子ども自身が身を守る知識を習得し、適切な行動をとれるようになるための実践的な取組が効果的であり、特に、若年層で増加している自殺などの問題への迅速な対応が急務である。また、背景にある虐待、トラウマ体験、貧困といった要因へのケアや、一見問題がないように見える家庭や環境でも、教育虐待や友人関係の悩みなど、息苦しさや孤立感を感じる子どもへの対応も重要である。

居場所と体験機会の創出に関する取組として、子ども・若者たちが学校や家庭以外の場所で、自由に過ごし、思いっきり遊び、悩みや思いを吐き出せる「居場所」の充実が求められる。特に中高生になると居場所や支援が急激に少なくなる傾向があることから、この世代へのさらなる支援体制の整備も必要である。地域学習センターや「あやセンターぐるぐる」のような既存施設の活用、オンラインでの居場所提供も有効である。また行政主導ではない、地域による自発的な居場所づくりが近年では広がっており、大学生などの若者をロールモデルとして配置することで、子どもたちが安心して頼れる「第三の大人」との出会いを創出することが期待される。子どもたちが夢や目標を見つけ、多様な体験を通じて「やりたいこと」を応援する環境を整えることが重要である。

外国にルーツを持つ子ども・若者に対しては、母語で話せる環境の整備や、気軽に利用できる居場所や支援施設の拡充・充実が求められている。併せて、日本語に不自由のある保護者に対しては家庭を含めた多角的な支援が必要である。

その他、非認知能力の向上を目的とした就学前教育プログラムの充実、不登校の子どもたちへの伴走型支援の強化、ヤングケアラーに対する支援についても取り組む必要がある。

【柱2】安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる

妊娠前からの早期支援と出産後の親へのサポートとして、特に未就学段階からの支援を強化し、家庭環境によって生じる格差を埋める施策が重要である。保護者のメンタルヘルスが子どものウェルビーイングに大きな影響を与えるため、特に母親のみに子育ての

負担が集中しないよう、不安に寄り添い、サポートすることが必要である。具体的な支援として、出産・子育て応援交付金のような経済的支援、産後ケア事業の拡充やファミリー学級、絵本配布などの家庭訪問事業を通じて、子育てに関する情報提供と保護者との対話をを行う取組についての意見があった。また、保護者が孤立しないよう、ママ友・パパ友コミュニティの形成を促す機会の重要性も指摘された。

経済的な問題の他、心身の不調や不登校、ひきこもり、中途退学などの課題を抱える困難世帯への継続的かつ重点的な支援が必要である。入学準備金のような経済的支援の導入も予定されているが、引き続き、高校中退後の選択肢や就労支援など、切れ目のない情報提供とサポート体制の構築が必要である。

社会的支援が必要な方への対応としては、外国にルーツを持つ保護者への支援や、外国人家庭同士のつながりをサポートする取組や、孤立している家庭や様々な困難に直面する保護者などに対して、アウトリーチなどにより多様なニーズに合わせた情報発信や支援策を行うことが必要である。

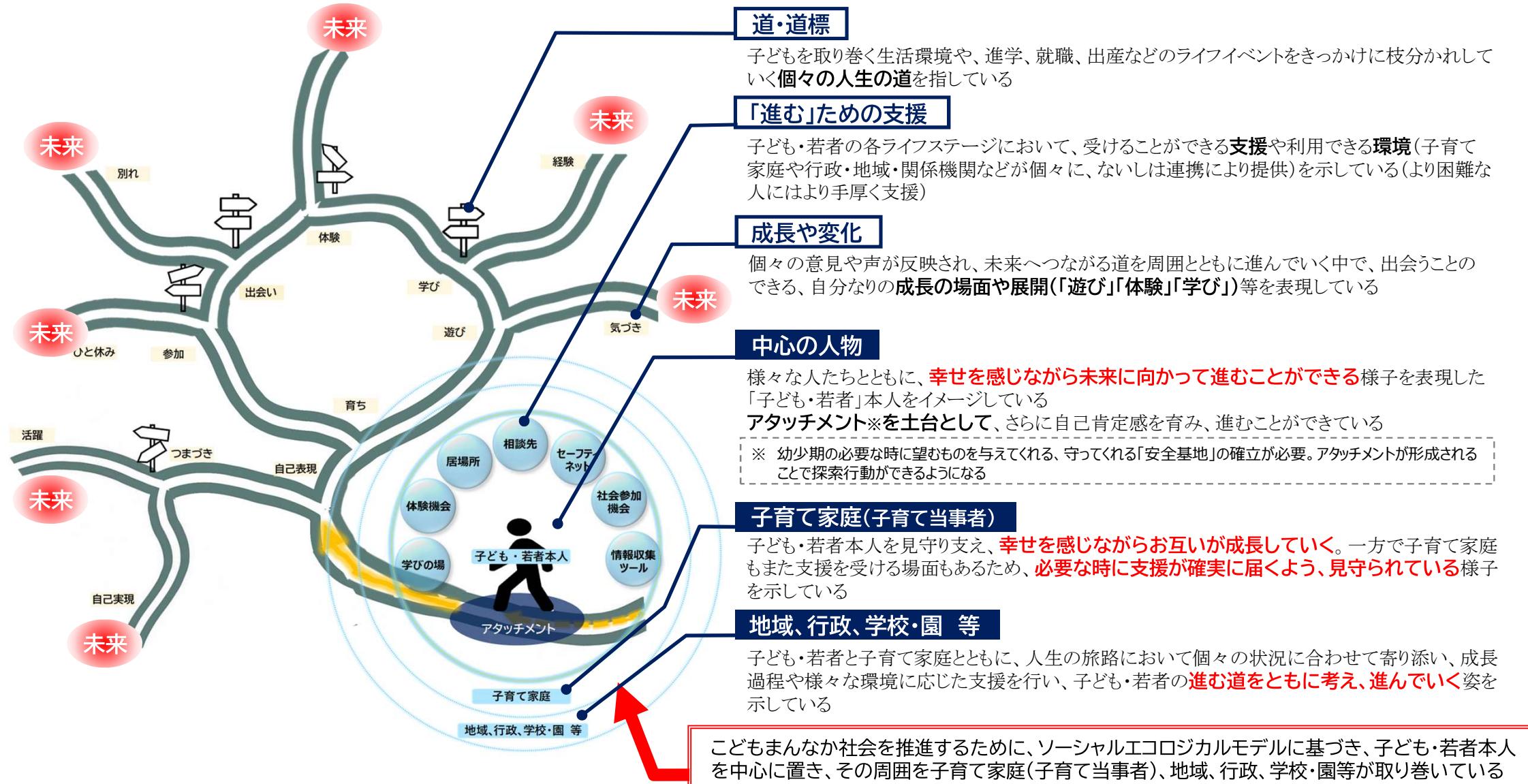
【柱3】地域全体で子どもの成長を支える

子育ては、保護者だけでなく、学校・園や地域とともに支えていくべきとの考え方から、地域住民が子どもたちの成長に主体的に関わる機会を増やす施策を進めていくことが重要である。そのためには、地域全体で「こどもまんなか社会」の考え方を共有し、区民一人ひとりが子どもの成長の「支え手」であることへの理解促進・啓発活動についてこれまで以上に進めていく必要がある。

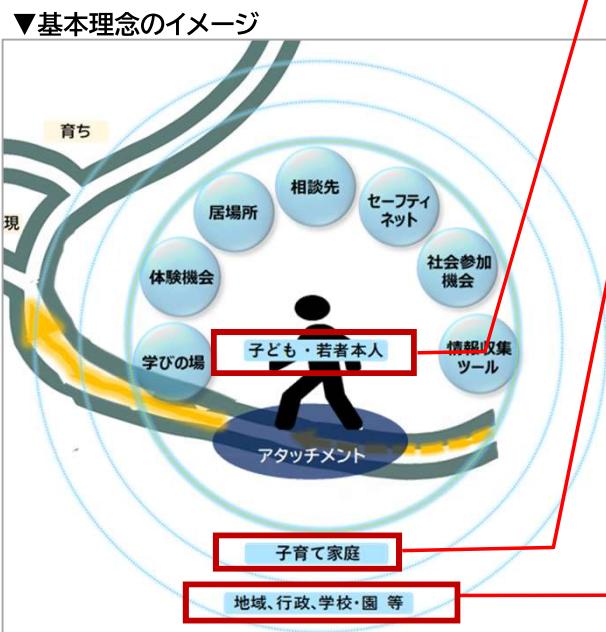
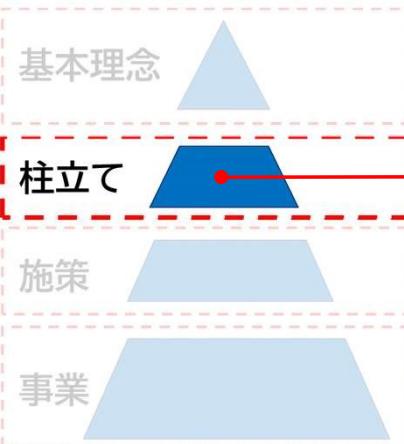
また、地域のネットワークをさらに強化していくためには、保護者や子どもに寄り添い、信頼関係を築ける「伴走者」や「キーパーソン」の確保と育成が不可欠である。担い手として、これまでのスクールソーシャルワーカーや保健師等に加え、NPO法人や大学との連携、地域のお兄さん、お姉さんといった身近な存在も含め、幅広い視点で新たな担い手の確保、育成を進めていくことを期待する。これらの人や団体が協力し、子どもや家庭の課題を早期に発見し、必要な支援につなげられるよう、これまで以上に地域全体で子どもを育てる仕組みの構築が必要である。

参 考 资 料

基本理念のイメージ



基本理念をもとにした計画の「柱」



基本理念を実現するためには、

- 子ども・若者へ直接働きかけることはもとより、一番身近にいる保護者に対しても安心して子育てできる支援策を示すことが必要
- 地域等も子ども・若者の身近なロールモデルとして、子ども・若者、子育て当事者を支援する側としての協力が必要

基本理念を実現するために必要な要素として3本の柱に整理

柱1 すべての子ども・若者の
生き抜く力を育む
子ども・若者に関する取組

子どもが自由に意見を伝え、参画できる環境のもとで、生き抜く力を育むとともに、夢や希望をもてるような支援(体験・遊び、学び・達成感を得る機会等)を切れ目なく行い、それぞれの進む道や「やりたい」「なりたい」を実現していく

柱2 安心して子どもを産み
育てられる環境を充実させる
子育て家庭(当事者)への支援

家庭の生活基盤が安定し、自立した生活を送るための確実に届く支援を行うとともに、安心して子育てができるために取り組む

柱3 地域全体で
子どもの成長を支える
地域における協働や体制整備

子ども・若者、子育て家庭を地域や社会全体とともに支えていく

3本の柱のもとで

- 現実的な支援
- 夢を後押しする支援

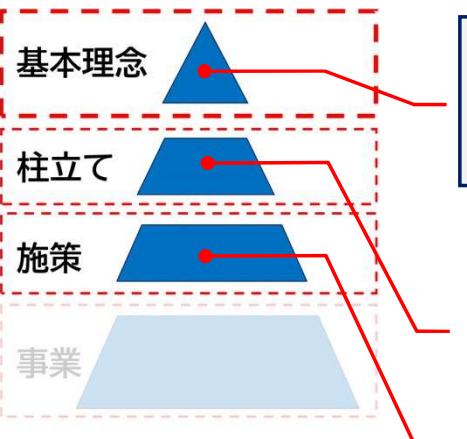
子どもの
貧困対策

子ども・若者
育成支援

これらに関する施策をしっかり取り組むことで、子育ての不安を少しでも取り除くことが

少子化
社会対策
にもつながっていく

基本理念から施策までの体系図案



生まれ育った環境に左右されない未来に向かって、子ども・若者のウェルビーイングをともに考え、ともに進むアダチをつくる

整合

基本計画の 基本理念	✓ 個人・社会のウェルビーイングの双方を向上 ✓ 子ども・若者も一人ひとりが権利の主体であり、地域社会の一員であることを再認識し、共にまちを創っていく【子ども等の参画の視点】
教育振興 ビジョン	✓ ウェルビーイング(学校が楽しい、自分にはよいところがある(自己肯定感)、夢や目標を持っている)

柱1 すべての子ども・若者の 生き抜く力を育む

施策 1-1	施策 1-2	施策 1-3	施策 1-4	施策 1-5	施策 1-6
ここからだの 健やかな成長支援	確かな学力の定着支援	居場所と体験の場の充実	社会的支援を必要とする 子ども・若者への伴走支援	未来を拓く選択と 自立への後押し	命を守る教育と支援の拡充

施策整理のポイント

子ども・若者への直接的な支援・取組に関する
施策。必要な支援や体験を成長過程ごとに整
理。

柱2 安心して子どもを産み 育てられる環境を充実させる

施策 2-1	施策 2-2	施策 2-3	施策 2-4
妊娠前から産後期の支援 産後期：1歳未満	成長過程に応じた支援	経済的困難家庭への生活支援	社会的支援を必要とする 子を守るために家庭支援

施策整理のポイント

子育て家庭への支援・取組に関する施策。
施策2-1、2-2は妊娠前からのユニバーサルア
プローチの支援を中心とした取組に関する施
策。
施策2-3、2-4はターゲットアプローチの支援。
特に経済的支援(施策2-3)は子貧対策の重点
取組。

柱3 地域全体で 子どもの成長を支える

施策 3-1	施策 3-2	施策 3-3
こどもまんなか社会に 対する理解促進	区民の機運醸成・参加促進	企業・関係団体等による 活動の推進

施策整理のポイント

地域における協働の体制整備に関する施
策。
「こどもまんなか」に関し区民の理解を促
進することで、地域・団体・関係機関が実
施する取組や、区民が子どもや子育て家
庭の支援に参加できる機会を創出。

視点

基本理念の実現に向けて、大切にしたい
基本的な考え方として施策とは別に、
分野横断的に取り組んでいくべき内容・
取組姿勢のこと

視点1 子ども・若者等の「意見
表明と参画機会」の創出

視点2 届けたい人に「伝わる
情報発信」

視点3 多様なニーズや課題に
応じた「切れ目ない支援」

足立区こども計画審議会委員名簿

敬称略。選出区分ごとに氏名の五十音順。

	氏名（敬称略）	所属・役職 等
学識経験者 委員	あべ 彩 阿部 彩	東京都立大学 人文社会学部 人間社会学科 教授
	すえとみ 末富 芳 末富 芳	日本大学 文理学部 教育学科 教授
	ふじわら 藤原 武男 藤原 武男	東京科学大学 大学院 医歯学総合研究科 教授
	やまだ 山田 哲也 山田 哲也	一橋大学 大学院 社会学研究科 教授
区内有識者 委員	かとう 加藤 泰弘 加藤 泰弘	東京都立青井高等学校校長
	かわかみ 川上 重昭 川上 重昭	足立区民生・児童委員協議会第三合同会長
	たかぎ 高木 政代 高木 政代	スクールソーシャルワーク・アドバイザー
	なかやま 中山 勇魚 中山 勇魚	特定非営利活動法人 Chance For All 代表理事
公募委員	おの 小野 茜 小野 茜	
	きくち 菊地 美穂 菊地 美穂	
	たなか 田中 優哉 田中 優哉	
	やまとざき 山崎 まもる 山崎 衛	
区議会議員	おおた 太田 せいいち 太田 せいいち	足立区議会議員
	しぶや 竜一 竜一	足立区議会議員
	ぬかが 和子 和子	足立区議会議員
	みづの 水野 あゆみ 水野 あゆみ	足立区議会議員
区職員	かつた 勝田 実※1 勝田 実※1	足立区副区長
	なかむら 中村 明慶 中村 明慶	足立区教育委員会教育長

※1 令和7年5月21日から任期

前委員 長谷川 勝美（前足立区副区長）令和7年3月28日まで

審議経過

回	開催日	主な議題
第1回	令和6年8月27日	<p>～第一部～</p> <p>1 足立区こども計画審議会委員委嘱</p> <p>2 足立区こども計画審議会 会長・副会長選出</p> <p>3 諮問</p> <p>4 区長挨拶</p> <p>～第二部～</p> <p>1 委員自己紹介</p> <p>2 こども計画審議会の運営について</p> <p>3 こども計画審議会のスケジュール</p> <p>4 こども計画策定の趣旨と方向性</p> <p>5 こども計画策定の検討素材</p> <p>6 意見交換（区の現状・課題等）</p>
第2回	令和6年11月21日	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 こども計画「基本理念（案）」の検討について</p> <p>3 意見交換</p>
第3回	令和7年2月21日	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 こども計画「基本理念（案）」及び「柱立て」について</p> <p>3 こども計画「施策」の検討について</p> <p>4 第4回、第5回こども計画審議会の日程について</p>
第4回	令和7年5月21日	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 こども計画「施策」の検討について</p> <p>3 意見交換</p> <p>4 答申書について</p>
第5回	令和7年8月27日	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 答申書の確認について</p> <p>3 意見交換</p>